**令和６年度第２回大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター**

**指定管理者評価委員会議事概要**

**開催日時：**令和７年２月13日（木）午後１時30分から午後２時20分

**会　　場：**オンライン会議

**出席委員：（五十音順・敬称略）**

青木　佳史（きづがわ共同法律事務所　弁護士）

川口　晃司（上本町会計事務所　公認会計士）

河﨑　佳子（神戸大学大学院人間発達環境学研究科　教授）

久保　貞也（摂南大学経営学部　教授）

黒田　隆之（桃山学院大学社会学部　教授）

**会議の概要**

１　開会

２　議事

1. 令和６年度の評価について

３　閉会

**主な意見等**

**基準１　施設の設置目的及び管理運営方針「評価Ａ」**

（指定管理者自主評価Ａ、施設管理者評価Ａ）

（質疑等：特になし）

**基準２　平等な利用を図るための具体的手法・効果「評価Ａ」**

（指定管理者自主評価Ａ、施設管理者評価Ａ）

（質疑等：特になし）

**基準３　利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法・効果「評価Ａ」**

（指定管理者自主評価Ａ、施設管理者評価Ａ）

（質疑等：特になし）

**基準４　利用者への安全配慮、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度「評価Ａ」**

（指定管理者自主評価Ａ、施設管理者評価Ａ）

（質疑等：特になし）

**基準５　府施策との整合「評価Ｂ」**

（指定管理者自主評価Ｂ、施設管理者評価Ｂ）

（主な質疑等）

〇知的障がい者の清掃について、一般就労ではなく、就労継続支援Ａ型（以下「Ａ型」とする。）の訓練として行っていた経緯は。

　⇒事務局より以下のとおり回答

　　・来年度以降の指定管理に関する協議を行うなかで、現指定管理期間における知的障がい者の清掃がＡ型の訓練として行われていたことが判明。

　　・評価基準の「知的障がい者の現場就業」は一般就労が想定されているが、当該評価基準に関する指定管理者の認識に誤りがあり、府としても、詳細を確認していなかった。

〇福祉型就労であってもそこで働く人にとっては就労であることに変わりはなく、Ａ型に委託すればＡ型の仕事が増えるというメリットもあるので、評価票の「評価委員会の指摘・提言」欄には、「障がい者雇用には一定貢献している」という旨の記載をお願いしたい。

**基準６　安定的な運営が可能となる人的能力「評価Ａ」**

（指定管理者自主評価Ａ、施設管理者評価Ａ）

（質疑等：特になし）

**基準７　安定的な運営が可能となる財政的基盤「評価Ａ」**

（指定管理者自主評価Ａ、施設管理者評価Ａ）

（川口委員（公認会計士）による講評）

〇全体として、財務状況に著しく問題が生じているとはいえず、指定管理者の自己評価どおりで問題なし。

（質疑等：特になし）

**年度評価及び最終評価について**

〇今年度の年度評価はＡ、最終評価はⅡに決定。

以上